

宇都宮市森づくり活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宇都宮市森林環境基金条例（令和元年条例第8号）第6条の規定に基づき、市の交付する宇都宮市森づくり活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市民が身近にふれあうことのできる良好な緑の環境を有する樹林地等を、守り育てるための森づくり活動推進事業に要する費用の一部を補助することにより、市民に対し緑地保全活動の普及啓発を図るとともに、宇都宮市域におけるみどり豊かな環境を将来に引き継いでいくことを目的とする。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 定款等により森づくりに関する活動を目的とする法人であること。
- (2) 市内に住所を有していること。
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象から除外する。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 特定の政党、政治的団体又は宗教のための活動であるもの

(対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業の内容、採択要件、対象経費については、別表1のとおりとする。

(審査委員会の設置)

第5条 第7条第1項に規定する審査及び選考を実施するため、宇都宮市森づくり活動推進事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、規則第3条の規定に基づき、市長が定める期日までに、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、役員名簿及び活動実績に関する資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び決定の通知）

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、審査委員会が実施する審査及び選考の結果を受けて、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項により交付の決定をする者の数は、各年度ごとに5者までとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定をしたときは、規則第6条第1項の規定に基づき、速やかに補助金等交付決定通知書により、申請人に通知するものとする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、前条第1項の規定に基づき交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が申請した補助金交付申請額（以下「交付申請額」という。）に対し、別表2に掲げる基準により算出した額とする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該事業を当該年度内に完了するとともに、市長が定める期日までに補助事業実績報告書（以下「報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の収支決算書
- (2) 補助事業に係る領収書等の写し
- (3) 補助事業の実施概要
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、規則第13条の規定に基づき、その内容を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金等交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

る。

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定により補助金の額が確定した後ただちに、補助金等交付請求書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和 2 年 4 月 1 日告示第 132－32 号）

令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

改正文（令和 3 年 4 月 1 日告示第 140－23 号）

令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

事業内容	次に掲げる森づくり活動の実施及び森づくり活動を促進する取組 (1) 森づくり活動団体等（以下「団体等」という。）の組織化及び活動の支援 (2) 市民の森づくり活動への参加を促進するための普及啓発活動の実施 (3) 森林の重要性等の理解促進を図る活動，及び森林観察会等の開催
採択要件	市民及び団体等を対象とし，宇都宮市域において実施され，かつ，実施される事業をとおして，緑地の保全及び市民に対し森づくり活動の普及啓発を図ることができること。
対象経費	賃金，報償費，旅費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，広告料，会議費，保険料，委託料，使用料，賃借料，備品購入費

別表 2 (第 8 条関係)

交付申請額の合計額	各補助事業者の補助金の額
1 補助金の予算額 以内の場合	(1) 交付申請額のとおりとする。
2 補助金の予算額 を超える場合	(1) 補助金の予算額を，補助事業者の数で除した額（千円未満切捨）のとおりとする。 (2) 交付申請額が(1)で算出した額以下の者については，交付申請額のとおりとする。 (3) (1)及び(2)により生じた余剰額については，(1)で算出した額を超える者に，余剰額をその者の数で除した額をそれぞれ追加配分するものとする。